国立大学法人 広島大学

物品購入等契約に係る取引停止について

このことについて、下記のとおり取引停止措置をしましたので通知します。

記

1. 取引停止措置業者名 岐阜県岐阜市美島町2丁目22 EHI株式会社

2. 取引停止期間

令和7年11月1日から令和7年11月30日まで(1ヶ月間)

3. 措置対象区分

本学が発注する物品の売買,修繕及び借入,製造の請負(工事を除く。)並びに役務の提供(測量,建設コンサルタント等業務を除く。)において,一般競争契約における競争参加の停止,指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止。

4. 措置の理由

同社は、国立国会図書館が令和7年6月26日に締結した「国立国会図書館関西館アジア情報課所蔵資料の移転作業1式」の契約について、作業開始に向け準備を進めてきたが、予定していた作業の開始日までに、人員の確保を含め準備を整えることが極めて困難な状況となったため、令和7年8月20日に契約解除の申入れをした。

このことは、「国立大学法人広島大学財務会計処理細則5-7物品購入等契約に係る取引停止等について」別表第15号(5)に該当するため。

上記省庁の措置状況や発生元の地域等を考慮し、1ヶ月間の取引停止を講ずることとした。

(物品購入等契約に係る取引停止等について)

別表 取引停止の措置基準

措置要件期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1)本学に対し架空請求を行ったとき。 (2)本学に対し納品の事実を偽ったとき。 (3)(1)又は(2)のほか提出書類に意図的な虚偽があったとき(第1号に掲げる場合を除く。)。 (4)本学に対し不誠実な行為を働いたとき。 (5)その他本学が不正と認めた場合